行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	医師·看護人材 確保対策課	整理番号	1-6
許認可等の種類	看護師等養成所の指定				
根拠法令条例 等·条項	保健師助産師看護師法第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号、				
許認可等の概要	保健師、助産師、看護師養成所の指定				
審査基準(未設定の場合はその理由)	未設定(法令において判断基準が規定しつくされているため) (参考) 保健師助産師看護師法施行令第十一条(看護師等養成所の指定) 行政庁は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第一号に規定する学校若しくは法第二十一条第一号に規定する大学(以下「学校」という。)又は法第十九条第二号に規定する明度師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第三号に規定する看護師養成所(以下「看護師等養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第2条(保健師学校養成所の指定基準) 第3条(助産師学校養成所の指定基準) 第3条(助産師学校養成所の指定基準)				
基準の制定根拠					
標準処理期間(未設定の場合はその理由)	未設定 事案により調査に	要する日数が特定	 Eできないため		
期間の制定根拠					